

令和7年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における主な変更点

| 項目 | 内 容 | | 該当箇所 |
|------------------------------|--|--|---|
| | 令和7年度 | 令和6年度 | |
| 一般枠募集における(男女合同定員による)合格候補者の決定 | <p>(2) 一般枠募集</p> <p>ア 特別枠募集を実施する都立中学校は、当該都立中学校の<u>募集人員から特別枠募集における入学手続人員及びインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査</u>(以下「<u>追検査</u>」という。)の<u>募集人員</u>を減じた人員を、当該都立中学校の一般枠募集における<u>募集人員</u>とする。追検査の募集人員は、実施要綱第5-2に定める。</p> <p>イ 特別枠募集を実施しない都立中学校は、当該都立中学校の<u>募集人員から追検査の募集人員</u>を減じた人員を、当該都立中学校の一般枠募集における<u>募集人員</u>とする。</p> <p>ウ 一般枠募集における<u>募集人員</u>に相当する人員まで、各都立中学校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを一般枠募集における<u>合格候補者</u>とする。</p> <p><u>なお、追検査における合格候補者の決定については実施要綱第5-6-3に定める。</u></p> <p>エ 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。</p> | <p>(2) 一般枠募集</p> <p>ア 特別枠募集を実施する都立中学校は、当該都立中学校の<u>男女別の募集人員から特別枠募集における入学手続人員</u>を<u>男女別に減じた人員</u>を、当該都立中学校の一般枠募集における<u>男女別の募集人員</u>とする。</p> <p>イ 一般枠募集における<u>男女別の募集人員のうち、あらかじめ定めた割合に相当する人員</u>までを、<u>男女別の合格候補者</u>とする。</p> <p>ウ 上記イで決定した<u>男女別の合格候補者数</u>まで、各都立中学校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを一般枠募集における<u>男女別の合格候補者</u>とする。</p> <p>エ 一般枠募集における<u>男女別の募集人員</u>から上記イの合格候補者数を減じた数まで、男女別の合格候補者となっていない者のうちから男女合同の総合成績の順に決定し、これを当該都立中学校の男女合同の合格候補者とする。</p> <p>オ 上記イにおいて、<u>男子(女子)が充足しないときは、一般枠募集の合格候補者となっていない女子(男子)から充足する。</u></p> <p>カ 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、男女合同の総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。</p> | <p>・都立中等教育学校等実施要綱 6ページ 第1-6-3 合格候補者の決定</p> |
| 本人得点の開示 | <p><u>SaaS型共同電子申請サービス</u>(以下「<u>電子申請</u>」という。)により開示を請求することができる。</p> | <p>「<u>東京共同電子申請・届出サービス</u>」(以下「<u>電子申請</u>」という。)により開示を請求することができる。</p> | <p>・都立中等教育学校等実施要綱 10ページ 第3 本人得点の開示 第3-1 受検者又は受検者の保護</p> |

| | | | |
|-----------------------------|--|--|---|
| | | | <p>者（以下「受検者等」という。）の 手続 ・海外帰国等実施要綱 19 ページ 第3 本人得点の開示</p> |
| <p>受検上の 配慮</p> | <p>第4-1 障害のある受検者のうち障害による適性検査等<u>受検上の配慮</u>（面接、作文又は実技検査における配慮を含む。）を希望する者は、小学校長を経由して、令和6年12月13日（金）までに、<u>受検上の配慮申請書</u>（様式15）により、志願する都立中学校長に申請する。</p> <p>適性検査等の実施は通常の受検者と同じとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（問題・解答用紙の拡大、ICT機器の使用、介助者（代筆者、音読者等を含む。）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な<u>配慮</u>を行う。</p> <p><u>受検上の配慮申請を受け付けた都立中学校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議すること。</u></p> <p><u>受検上の配慮申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、申請先の都立中学校長に志願の取りやめの連絡をする。</u></p> <p>第4-2 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等<u>受検上の配慮</u>を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに<u>受検上の配慮申請書</u>（様式15）により、志願する都立中学校長に申請する。</p> <p>適性検査等の実施は通常の受検者と同じとする。ただし、通</p> | <p>(1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の<u>特別措置</u>（面接、作文又は実技検査における特別措置を含む。）を希望する者は、小学校長を経由して、令和5年12月15日（金）までに、<u>特別措置申請書</u>（様式15）により、志願する都立中学校長に申請する。</p> <p>適性検査等の実施は通常の受検者と同じとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（問題・解答用紙の拡大、ICT機器の使用、介助者（代筆者、音読者等を含む。）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な<u>措置</u>を講ずる。</p> <p><u>特別措置申請を受け付けた都立中学校長は、特別措置申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議すること。</u></p> <p>(2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等実施上の<u>特別措置</u>を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに<u>特別措置申請書</u>（様式15）により、志願する都立中学校長に申請する。</p> <p>適性検査等の実施は通常の受検者と同じとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な<u>措置</u>を講ずる。</p> | <p>・都立中等教育学校等実施要綱 11 ページ 第4 受検上の配慮 ・海外帰国等実施要綱 19 ページ 第4 受検上の配慮 ・実施要綱の細目 第2 様式一覧 42 ページ 様式15 受検上の配慮申請書</p> |

| | | | |
|--------------------------------|---|--|--|
| | <p>常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な<u>配慮を行う</u>。</p> <p><u>受検上の配慮申請を受け付けた都立中学校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議すること。</u></p> <p>なお、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、<u>受検上の配慮申請書</u>（様式15）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。</p> <p><u>受検上の配慮申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、申請先の都立中学校長に志願の取りやめの連絡をする。</u></p> | <p>都立中学校長は、検査方法の特別措置を必要と認めた場合には、直ちに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に電話連絡する。</p> <p>なお、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、<u>特別措置申請書</u>（様式15）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。</p> <p>(3) <u>特別措置申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、申請先の都立中学校長に志願の取りやめの連絡をする。</u></p> | |
| <p>インフルエンザ等学校感染症罹患等に対する追検査</p> | <p>令和7年度都立中等教育学校等実施要綱の第5に規定</p> | <p>記載なし</p> <p>※令和6年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定におけるインフルエンザ等学校感染症罹患等に対する追検査実施要項として令和5年10月26日に公表</p> | <p>・都立中等教育学校等実施要綱 12ページ 第5 インフルエンザ等学校感染症罹患等に対する追検査</p> |

(注)・都立中等教育学校等実施要綱：東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱

・海外帰国等実施要綱：海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱

・実施要綱の細目：都立中等教育学校等実施要綱の細目